

令和4年度地球温暖化問題等対策調査
(容器包装リサイクル推進調査
＜容器包装リサイクル可能量等実態及び
再商品化義務履行状況調査＞)
報告書

令和5年2月
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1	調査の背景及び目的.....	3
1.1	容器包装リサイクル可能量等実態調査.....	3
1.2	再商品化義務履行状況調査.....	3
2	調査概要.....	4
2.1	容器包装リサイクル可能量等実態調査.....	4
2.2	再商品化義務履行状況調査.....	4
3	調査結果.....	5
3.1	容器包装リサイクル可能量等実態調査.....	5
3.1.1	調査フロー.....	5
3.1.2	調査対象事業者.....	6
3.1.3	調査項目	7
3.1.4	アンケート調査の回収結果.....	8
3.1.5	再商品化可能量策定に向けた基礎資料等の作成.....	10
3.2	再商品化義務履行状況調査.....	15
3.2.1	アンケート実施期間.....	15
3.2.2	アンケート回収数.....	15
3.2.3	電話による調査票受領確認及び回答依頼結果.....	15
3.2.4	回答結果	16

参考資料 再商品化計画および再商品化義務履行状況に関するアンケート調査票

1 調査の背景及び目的

1.1 容器包装リサイクル可能量等実態調査

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）において、特定事業者の再商品化義務量の算定において基礎的な数値となる再商品化義務総量は、再商品化可能量と分別収集計画量のいずれか少ない方と定められている。このうち再商品化可能量については、主務大臣が3年ごとに5年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画（再商品化計画）において定めることとされており、現在の計画期間が令和2年度からの5か年であることから、今後、令和5年度からの5か年にわたる再商品化計画を策定する必要がある。

このため、本調査では、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再生処理事業者並びにガラスびん再商品化製品利用事業者（以下「再生処理事業者等」という。）に対し、今後の動向等を調査し、再商品化可能量策定に資する処理能力等の実態を把握するとともに、再商品化可能量策定に向けた基礎資料等の作成を行うことを目的とする。

1.2 再商品化義務履行状況調査

容器包装リサイクル法は、消費者、市町村、事業者の適切な役割分担の下、一般廃棄物の容積比約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを推進する仕組みとして、一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保に機能している。

本調査は、平成28年5月に取りまとめられた容器包装リサイクル法の施行状況の評価・点検に関する報告書を踏まえ、容器包装リサイクル法上の特定事業者による再商品化義務履行の確保に資するため、容器包装リサイクル法第11条から第13条までの規定に基づく再商品化義務履行が必要と考えられる事業者（以下「特定事業者」という。）に対する法の広報活動や義務履行の働きかけ等を行い、容器包装リサイクル法の効率的な運用や改善に資する視座を得ることを目的とする。

2 調査概要

2.1 容器包装リサイクル可能量等実態調査

容器包装リサイクル法第7条に規定する「再商品化計画」の策定に必要な基礎資料の作成を行うため、容器包装廃棄物の再商品化事業を既に行っている、または計画している事業者に対し、今後の動向等を調査するとともに、既存の調査結果とあわせて、再商品化可能量策定に向けた各種基礎資料等の作成を行った。

① 再商品化可能量算定に関する基礎的調査、分析及び検討

容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物のうち、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装について、再商品化事業を既に行っている、又は計画している事業所（最大 275 か所）を対象としたアンケート調査を実施した。また、ガラスびんの再商品化製品利用事業者の事業所（最大 60 か所）へのアンケート調査を実施し、再商品化可能量の見直しに係る基礎的情報の整理・分析等を実施した。その際、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が再商品化可能量に与える影響についても考慮した上で整理・分析を行った。なお、アンケート調査の調査項目は6問程度とし、回収率については80%程度を目標とした。併せて、容器包装リサイクル法における指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）の各事業部（ガラスびん・紙容器・ペットボトル・プラスチック容器）に対してヒアリング調査を実施した。（ヒアリング調査は事業部毎に行うこととし、原則2名程度で聞き取りを行った。）

② 再商品化可能量策定に関する基礎資料等の作成

上記①の調査結果や既存の調査結果等を基に、再商品化可能量策定に関し各種基礎資料等の作成を行った。また、本件調査結果と既存の調査結果等に基づいて、再商品化可能量及び再商品化見込量策定に関する基礎資料の作成を実施した。

2.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる事業者に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するため、アンケート調査を実施した。

具体的には、特定事業者の該当性を確認するため、容器包装の利用状況や事業規模等を確認するアンケート調査票を作成するとともに、昨年度作成した事業者リストを踏まえ指導優先順位の高い約100事業者程度を対象に、調査票及びパンフレット等を郵送し、アンケート調査を行った。アンケート未回答者に対しては電話等により4回にわたって調査への協力の依頼・督促を行い、結果を一覧表に整理した。

3 調査結果

3.1 容器包装リサイクル可能量等実態調査

3.1.1 調査フロー

本調査では、容器包装の再生処理事業者等へのアンケート調査を実施し、得られたデータを基に、令和 5～9 年度の再商品化可能量を算定した。調査フローを図 1 に示す。

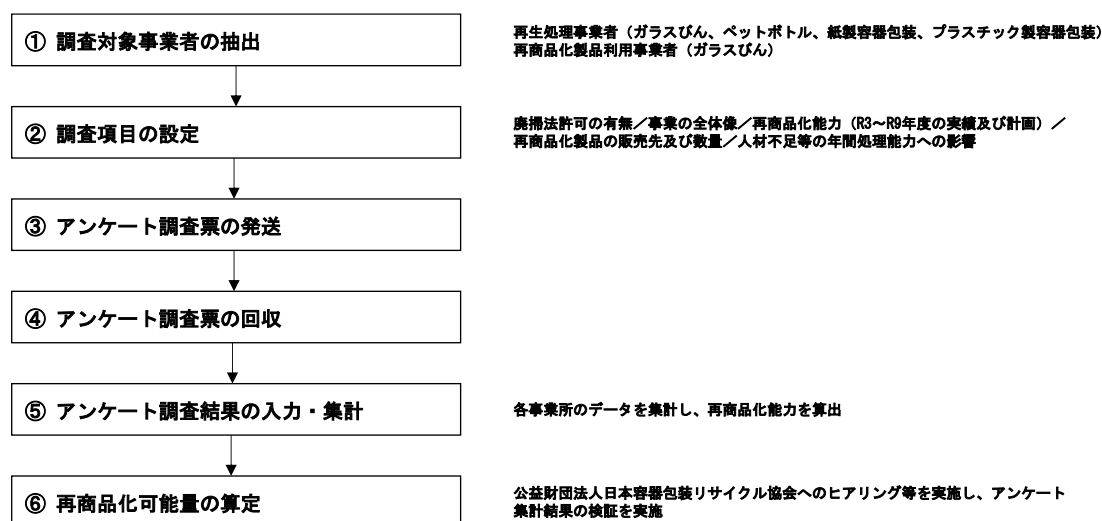


図 1 調査フロー

以下に各手順の概略を示す。

① 調査対象事業者の抽出

令和 4 年度調査では、1) ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再生処理事業者、2) ガラスびんの再商品化製品利用事業者を対象に実施した。

② 調査項目の設定

容器包装の区分毎に、再商品化可能量の算定に用いるデータ及び関連データに関する調査項目を設定した。

③ アンケート調査票の発送

②で作成したアンケート調査票を①で抽出した事業者宛に発送した。なお、発送は事業者単位とし、同一事業者の別事業所分についても全て事業者（本社）宛に送付した。

④ アンケート調査票の回収

アンケート調査票を回収した。また、回収率向上のためハガキ及び電話による督促を行った。

⑤ アンケート調査結果の入力・集計

④で得られた調査結果を集計し、各事業所の再商品化能力を算定した。

⑥ 再商品化可能量の算定

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という）の各事業部へのヒアリング等を実施し、⑤で得られたデータについて補正を行った。補正したデータを基に、令和 5～9 年度の再商品化可能量（再商品化能力に加え、再商品化した製品の受入ポテンシャル等の要因を加味した量）を算定した。

3.1.2 調査対象事業者

(1) 再生処理事業者

本調査では、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の再生処理事業者のデータを積み上げて、再商品化可能量を算定することから、これら 4 区分の容器包装の再生処理事業者を調査対象とした。

(2) 再商品化製品利用事業者

ガラスびんについては、再生処理事業者に加えて、再商品化製品（カレット）の利用事業者（特に他用途利用）の動向が再商品化能力に大きく影響することから、再商品化製品利用事業者についてもアンケート調査の対象とした。

表 1 に再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者の調査対象事業者数及び事業所数を示す。

表 1 調査対象事業者数

	事業者数	事業所数
① 再生処理事業者		
ガラスびん	52	61
ペットボトル	46	52
紙製容器包装	47	72
プラスチック製容器包装	44	61
② 再商品化製品利用事業者		
ガラスびん	44	50

3.1.3 調査項目

再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者に対する調査項目はそれぞれ以下に示すとおりである。なお、本調査では、少子高齢化の進展等により我が国全体で労働力不足が生じており、各業界にて労働力確保が課題になっている中、廃棄物処理・リサイクル業界においても同様に人材確保に苦慮している声が多く聞こえてくる状況を踏まえ、施設を稼働させるための人材確保状況を把握するための項目（下線部）を盛り込み、それらが再商品化能力に与える影響を考慮することとした。

(1) 再生処理事業者アンケート調査項目

- ・ 会社・事業所概要（社名、事業所名、事業所住所、連絡先）
- ・ 廃掃法許可の有無（取得予定の場合は取得予定時期）
- ・ 事業の全体像（事業範囲、再商品化手法）
- ・ 再商品化能力（令和3～令和9年度の実績及び見込み）
 - 処理能力（t/日）（1時間当たり最大処理能力、1日当たり処理時間）
 - 年間稼働日数（日/年）
 - 年間取扱量（t/年）（ルート別）
 - 再商品化製品販売量（t/年）（製品別）
- ・ 人材不足等の年間処理能力への影響

(2) 再商品化製品利用事業者アンケート調査項目

- ・ 会社・事業所概要（社名、住所、連絡先）
- ・ 事業の全体像（事業範囲、カレットの用途）
- ・ ガラスびんカレットの受入実績と受入見通し（令和3～令和9年度）※色別に把握
 - 用途
 - 年間受入量（t/年）（ルート別）

※アンケート調査票は参考資料1 参照

3.1.4 アンケート調査の回収結果

(1) ガラスびん

ガラスびんの再生処理事業者及びガラスびんの再商品化製品利用事業者に対するアンケート調査の回収状況を以下に示す。ガラスびんの再生処理事業者については 52 事業所（回収率 85.2%）、ガラスびん再商品化製品利用事業者については 35 事業者（回収率 79.5%）から回答を得た。

1) 再生処理事業者

項目	回収状況（事業所数）	備考
発送数（①）	61	
回答不能事業所（倒産等）（②）		
有効事業所数（③）	61	(=①－②)
回収数（④）	52	
回収率（⑤）	85.2	(=④／③)

2) 再商品化製品利用事業者

項目	回収状況（事業者数） ^(注)	備考
発送数（①）	44	
回答不能事業所（倒産等）（②）		
有効事業所数（③）	44	(=①－②)
回収数（④）	35	
回収率（⑤）	79.5	(=④／③)

(注) アンケート調査票にて、再商品化製品利用事業者全体の状況を回答（複数の事業所を有する場合は、全事業所分を合算したデータを記入）するよう依頼しているので事業者数にてカウント

(2) ペットボトル

ペットボトルの再生処理事業者に対するアンケート調査の回収状況を以下に示す。52 事業所のうち、48 事業所（回収率 92.3%）から回答を得た。

項目	回収状況	備考
発送数（①）	52	
回答不能事業所（倒産等）（②）		
有効事業所数（③）	52	(=①－②)
回収数（④）	48	
回収率（⑤）	92.3	(=④／③)

(3) 紙製容器包装

紙製容器包装の再生処理事業者に対するアンケート調査の回収状況を以下に示す。72 事業所のうち、62 事業所（回収率 86.1%）から回答を得た。

項目	回収状況	備考
発送数 (①)	72	
回答不能事業所 (倒産等) (②)		
有効事業所数 (③)	72	(=①－②)
回収数 (④)	62	
回収率 (⑤)	86.1	(=④／③)

(4) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の再生処理事業者に対するアンケート調査の回収状況を以下に示す。61 事業所のうち、53 事業所（回収率 86.9%）から回答を得た。

項目	回収状況	備考
発送数 (①)	61	
回答不能事業所 (倒産等) (②)		
有効事業所数 (③)	61	(=①－②)
回収数 (④)	53	
回収率 (⑤)	86.9	(=④／③)

3.1.5 再商品化可能量策定に向けた基礎資料等の作成

再生処理事業者等へのアンケート調査結果から得られた再商品化能力について、容リ協からの提供情報等を踏まえ、再商品化可能量を算定した。

(1) ガラスびん

①再商品化能力の推計（アンケート調査結果の集計）

アンケート調査から得られたデータを用いて、事業所毎に令和5～9年度における再商品化能力を推計した。ここでは年間処理能力（事業所の設備等から決まってくる物理的な能力）から家庭系（指定法人ルートを除く）の引取実績又は計画量、事業系の引取実績又は計画量を差し引いた量を再商品化能力と考えた（すなわち、指定法人ルートでの引取実績又は計画量に施設の余剰能力を加えた量を再商品化能力とした。次図参照。）

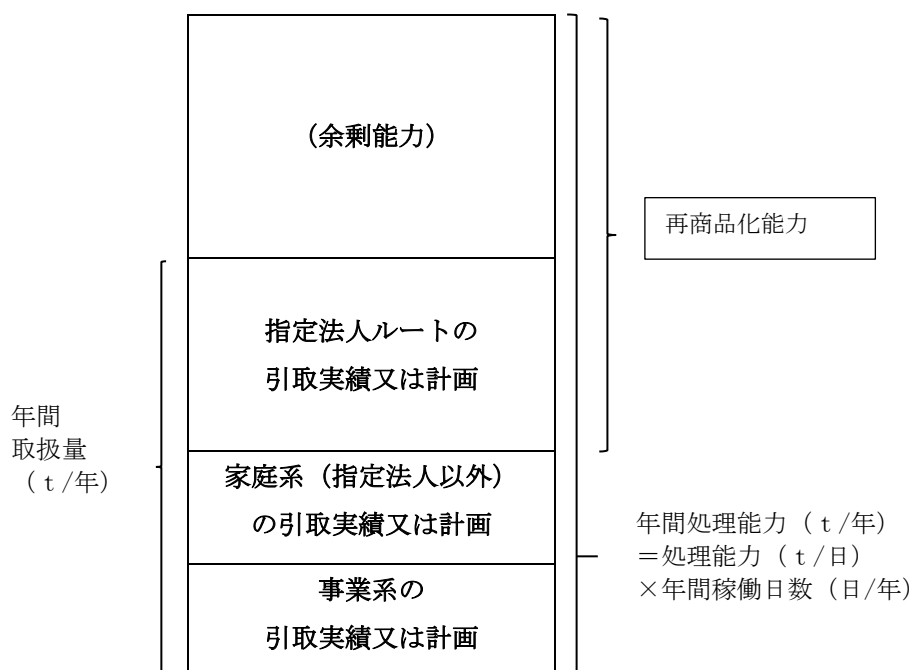


図2 再商品化能力推計の考え方

上記アンケート調査に加え、容リ協からの提供データを活用し、アンケート調査から得られたデータの検証等を行った。

ガラスびんの再商品化については、まず破碎によってカレット化されたのちに、カレット利用事業者において利用されているため、「破碎能力」と「ガラスびんカレットの受入能力」の双方から検討した。

②再商品化可能量の算定

上記の考え方にに基づき算定された再商品化可能量は以下のとおり。

表 2 ガラスびん再商品化可能量（案）			単位：千トン		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
無色	156	156	155	155	155
茶色	160	159	159	158	157
その他	205	205	207	207	208
合計	521	520	521	520	520

表 3 ガラスびん再商品化可能量（現行）			単位：千トン		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
無色	184	181	178	178	178
茶色	156	152	149	148	147
その他	123	132	131	131	131
合計	463	465	458	457	456

(2) ペットボトル

① 再商品化能力の推計（アンケート調査結果の集計）

アンケート調査から得られたデータを用いて、事業所毎に令和 5～9 年度における再商品化能力を推計した。ここでは、ガラスびんと同様に、年間処理能力（事業所の設備等から決まってくる物理的な能力）から家庭系（指定法人ルートを除く）の引取実績又は計画量、事業系の引取実績又は計画量を差し引いた量を再商品化能力と考えた（すなわち、指定法人ルートでの引取実績又は計画量に施設の余剰能力を加えた量を再商品化能力とした）。

【アンケート結果集計に係る留意事項】

- ・ アンケート未回答事業者に関しては、指定法人からの提供情報（事業者登録申請時情報）にて施設処理能力を追記。年間取扱量は全事業者（回答＋未回答事業者）に対する未回答事業者の占有比率をもとに推計

② 再商品化可能量の算定

上記の考え方にに基づき算定された再商品化可能量は以下のとおり。

表 4 ペットボトル再商品化可能量（案）（単位：千トン）				
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
640	759	796	796	797

表 5 ペットボトル再商品化可能量（現行）（単位：千トン）				
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
413	416	416	416	416

(3) 紙製容器包装

①再商品化能力の推計（アンケート調査結果の集計）

アンケート調査から得られたデータを用いて、事業所毎に令和5～9年度における再商品化能力を推計した。ここでは、ガラスびんと同様に、年間処理能力（事業所の設備等から決まってくる物理的な能力）から家庭系（指定法人ルートを除く）の引取実績又は計画量、事業系の引取実績又は計画量を差し引いた量を再商品化能力と考えた（すなわち、指定法人ルートでの引取実績又は計画量に施設の余剰能力を加えた量を再商品化能力とした）。

上記アンケート調査に加え、指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）からの提供データを活用し、アンケート調査から得られたデータの検証等を行った。

②再商品化可能量の算定

上記の考え方にに基づき策定した再商品化可能量は以下のとおり。

表 6 紙製容器包装再商品化可能量（案）

単位：千トン

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
304	297	290	283	276

表 7 紙製容器包装再商品化可能量（現行）

単位：千トン

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
205	205	205	205	205

(4) プラスチック製容器包装

①再商品化能力の推計（アンケート調査結果の集計）

アンケート調査から得られたデータを用いて、事業所毎に令和 5～9 年度における再商品化能力を推計した。ここでは、年間処理能力（事業所の設備等から決まってくる物理的な能力）から家庭系（指定法人ルートを除く）の引取実績又は計画量、事業系の引取実績又は計画量を差し引いた量を再商品化能力と考えた（すなわち、指定法人ルートでの引取実績又は計画量に施設の余剰能力を加えた量を再商品化能力とした。なお、令和 5 年度以降の数値は、令和 5 年 4 月から運用開始となるプラスチック資源循環促進法の一括回収ルート（法第 32 条）及び国認定ルート（法第 33 条）を加味することとした（下図参照）。

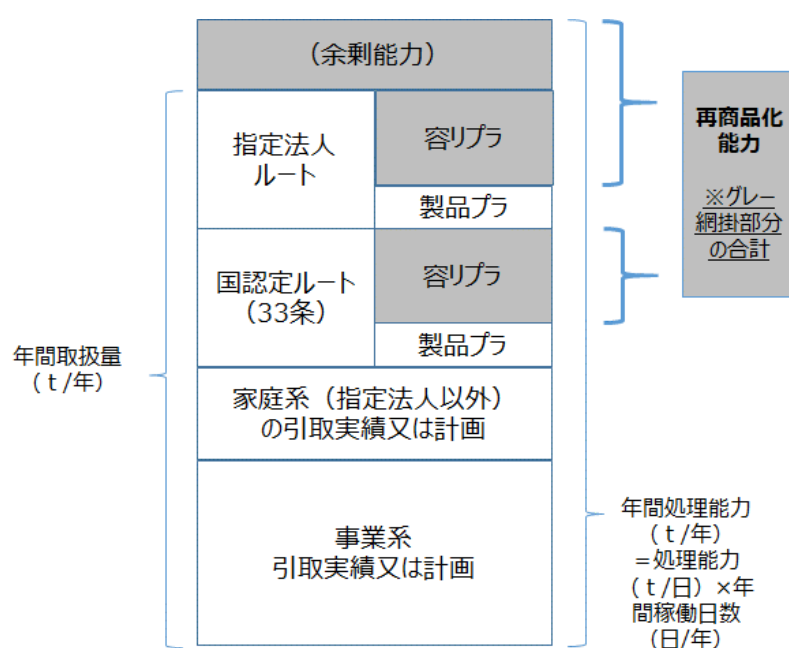


図 3 再商品化能力推計の考え方

上記アンケート調査に加え、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）からの提供データを活用し、アンケート調査から得られたデータの検証等を行った。

②再商品化可能量の算定

上記の考え方にに基づき策定した再商品化可能量は以下のとおり。

表 8 プラスチック製容器包装再商品化可能量

(2 段目は材料リサイクル分、3 段目はケミカルリサイクル分、4 段目は固形燃料化分)

単位：千トン

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,309	1,337	1,386	1,392	1,397
材料	869	897	944	950	954
ケミ	372	373	375	376	377
固燃	68	67	67	66	66

表 9 プラスチック製容器包装再商品化可能量（現行）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	1,016	1,014	1,016	1,016	1,020
材料	561	560	560	560	560
ケミ	372	372	374	374	374
固燃	83	83	83	83	87

3.2 再商品化義務履行状況調査

再商品化義務履行が必要と考えられる 100 事業者に対して、特定事業者の要件への該当性を確認するため、アンケート調査を実施した（調査票は参考資料 2 を参照）。アンケート調査結果は以下に示す。

3.2.1 アンケート実施期間

アンケート調査票は 11 月 16 日（水）に対象事業者に郵送し、約 1 か月後の 12 月 14 日（水）を締切日とした。さらに、アンケートの未回答者に対して、電話により 4 回にわたってアンケート調査票の受領確認及び、調査への協力の依頼・催促を行った。表 10 に実施期間を示す。

表 10 電話による調査への協力依頼実施期間

実施回数	実施期間
第 1 回	11 月 29 日（火）
第 2 回	11 月 30 日（水）
第 3 回	12 月 1 日（木）
第 4 回	12 月 21 日（水）～1 月 27 日（金）

3.2.2 アンケート回収数

調査対象である 100 事業者のうち、回答のあった事業者は 44 社（回収率 44%）であった。表 11 にアンケート回収状況を示す。

表 11 電話による調査への協力依頼実施期間

回答状況		件数	割合
回答済		44	44%
未回答	回答拒否	30	30%
	回答なし※	26	26%
総件数		100	100%

※アンケート調査票は発送したが、督促架電において不通・留守電等により回答の意思を確認できなかった事業者

3.2.3 電話による調査票受領確認及び回答依頼結果

アンケート回収期限までに回答が無かった事業者に対して、電話による調査票の受領確認と回答依頼を行った。結果は以下に示す。

1 回目の電話にて、調査の協力を得るために調査票の受領確認を行うとともに調査の趣旨を説明したが、「基本的に義務以外のアンケートは断っている」等の理由により、アン

ケート調査への回答拒否が 15 事業者あり、2 回目以降の電話は控えることとした。

また、1～3 回目の電話督促結果を踏まえ、回答の見込みがあると判断した事業者に対して 4 回目の電話による回答依頼を実施した。4 回目ではアンケート内容を直接伺い、回答があった 12 事業者は電話回答と整理した。

電話依頼の結果を表 12 に示す。

表 12 電話依頼結果

	対応項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
①	返送了承	15	4	1	0
②	伝言（担当者不在）	47	24	20	21
③	再送	0	2	1	3
④	回答拒否	15	10	1	4
⑤	電話返信待ち	2	2	1	0
⑥	電話不通（番号違う等）	5	4	4	0
⑦	吸収合併・事業譲渡	0	0	0	0
⑧	確認中	0	0	0	0
⑨	倒産・廃業	0	0	0	0
⑩	不在	7	3	3	0
⑪	その他（電話督促と入れ違いで回答済み等）	2	2	0	0
⑫	電話回答	0	0	0	12
-	合計	93	51	31	40
	回答済	9	12	13	44
	未回答（回答拒否）	15	25	26	30
	未回答（回答なし）	76	63	61	26
	総合計	100	100	100	100

3.2.4 回答結果

アンケートに回答した 44 事業者のうち、設問 1 で容器包装を使用・製造していると回答した事業者は 10 事業者で回答事業者全体の 22%であった（10 社/44 社）。

なお、容器包装を使用していると回答した事業者では、設問 3 の再商品化義務の履行状況について、「再商品化の義務があり、容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申込みを行っている」事業者の該当はなかった。また、「自主回収ルート」と回答したのは 1 事業者であり、その他と回答した事業者については、「制度を知らなかった」といった回答があった。（図 4）

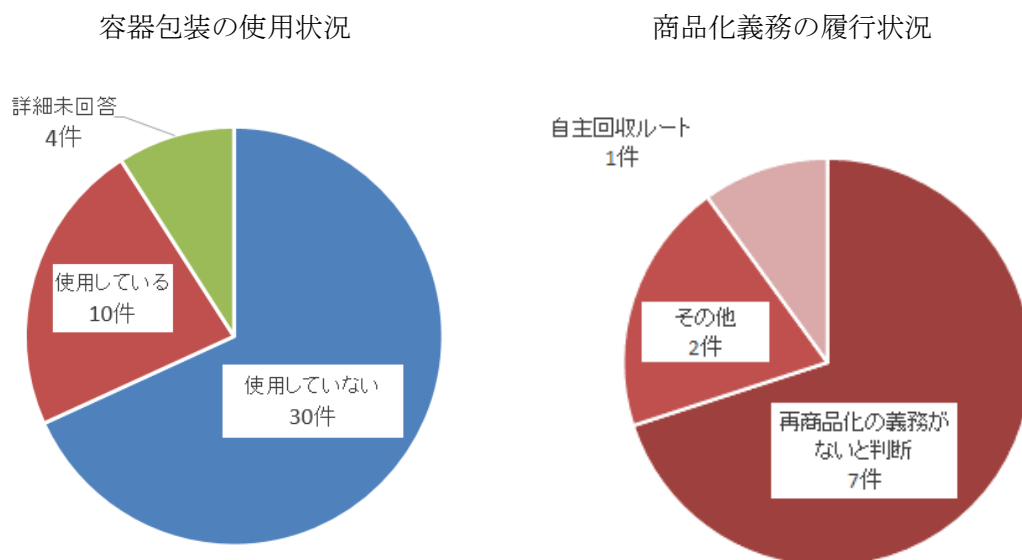


図 4 アンケート回答事業者における容器包装の使用状況（左）、容器包装を使用していると回答した事業者の再商品化義務の履行状況（右）

参考資料 1

容器包装リサイクル可能量等実態調査

1) 再生処理事業者

ガラスびんの場合

容器包装リサイクル法に基づく「再商品化計画」に係るアンケート調査票
(ガ ラ ス び ん 用)

1. フェイスシート

社 名	
事 業 所 名	
事 業 所 住 所 ※ 1	〒
ご 回 答 者 連 絡 先	部署名： Tel：

※ 1 事業所の所在地とご回答者の連絡先住所とが異なる場合は、事業所の所在地をご記入ください。

2. ガラスびんの再商品化事業の全体像

【ご記入上の注意】

- ・指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートのガラスびんだけでなく、貴事業所で取り扱っている全てのガラスびんについてご回答ください。
- ・令和4年3月末時点の実態をご回答下さい。

①一般廃棄物(ガラスびん)の処理施設許可の有無 【該当するものひとつに○をつけてください】	1. 有 2. 無 3. 申請中（申請時期： 年、許可見込み時期： 年 月頃）
② 事業の範囲 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. 指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートでガラスびんを受け入れている 2. 市町村・集団回収等から家庭系ガラスびんを受け入れている（指定法人ルート以外） 3. 工場・小売店等の民間事業者から事業系ガラスびんを受け入れている 4. その他（ ）
③再商品化製品の用途 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. ガラス製容器 2. ガラス製容器以外の用途

3. 再商品化能力と年間取扱量等

【ご記入上の注意】

- ・本設問については指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートのガラスびんだけでなく、**貴事業所**で取り扱っている全てのガラスびんについてご回答ください。
- ・回答欄①、②の処理能力ならびに再商品化製品販売量は総規模でお答え下さい（例えば、指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートのガラスびんと事業系ガラスびんの両方を取り扱っている場合には、事業系ガラスびん処理対応の処理能力を含めた能力をご記入ください）。
- ・回答欄①、②の処理能力、処理量等については、単位統一のため、「本」、「個」、「箱」等はすべて「t（トン）」に換算して下さい。
- ・回答欄②については、該当する取扱品目（無色のカレット、茶色のカレット、その他の色のカレット）ごとにご記入ください。
- ・回答欄②の取扱量は市町村や工場等から引き取った量（異物等を除去する前の量）をご記入ください。また、令和5年度以降については受入可能な量をご記入ください。

① 処理能力等（無色のカレット・茶色のカレット・その他の色のカレットの“合算値”をご記入ください）

【回答欄①】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
1) 処理能力 (t/日)	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
1時間当たり最大処理能力 (kg/h)	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
1日当たり処理時間 (h/日)	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日
2) 年間稼働日数 (日/年)	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年

※ 1) 処理能力、2) 年間稼働日数については、廃棄物処理施設設置許可取得者は「許可能力」を基に、それ以外の方は「機械能力等」を踏まえた処理能力上限をご記入ください。

② 年間取扱量等（無色のカレット・茶色のカレット・その他のカレットごとにご記入ください）

1. 無色のカレット

【回答欄②-1】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
3) 年間取扱量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートで受け入れるガラスびんの取扱量 (t/年) ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
市町村・廃棄物処理場から受け入れるガラスびん（指定法人ルート以外のもの）の取扱量 (t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系ガラスびんの取扱量 (t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
4) 再商品化製品販売量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器以外 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能な量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

2. 茶 色 の カ レ ッ ト

【回答欄②-2】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
③年間取扱量(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会)ルートで受け入れるガラスびんの取扱量(t/年) ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
市町村・県道回収等から受け入れる資源系ガラスびん(指定法人ルート以外のもの)の取扱量(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系ガラスびんの取扱量(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
④再商品化製品販売量(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器以外(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

3. そ の 他 の 色 の カ レ ッ ト

【回答欄②-3】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
③年間取扱量(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会)ルートで受け入れるガラスびんの取扱量(t/年) ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
市町村・県道回収等から受け入れる資源系ガラスびん(指定法人ルート以外のもの)の取扱量(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系ガラスびんの取扱量(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
④再商品化製品販売量(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ガラス製容器以外(t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

4. 人材不足等の年間処理能力への影響

近年、施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）などが見受けられます。貴事業所における施設稼働に影響を与える事項、ならびに年間処理能力への影響についてご教示ください。

(A) 施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）

(B) 上記（A）以外で施設稼働・年間処理能力に影響を与える事項

※該当する場合には、具体的な内容について下表【 】内に記載してください。

(1) 上記（A）及び（B）の年間処理能力への影響の有無について、以下のいずれか1つに○印をつけてください。

有			無
(A) のみ	(B) 具体的な内容を以下記載ください。 【 】	(A)・(B) 両方	

(2) (1) にて「有」と回答した方にお伺いします。具体的な処理能力への影響について以下に記入してください。

年度等	令和3年(2021)実績		令和4年(2022)見込み		処理能力に影響を与える期間（見込み）
	許可能力／機械能力による 上限※1	人材不足等を 踏まえた実稼働能力※2	許可能力／機械能力による 上限※1	人材不足等を 踏まえた実稼働能力※2	
①1時間あたり 最大処理能力 (kg/h)					
②1日あたり 処理時間 (h/日)					
③年間稼働日数 (日/年)					
④年間処理能力 (t/年) [①×②×③]					令和____年度 まで ※今回調査対象としている 令和9年度までで回答してください。

※1 【回答欄②】にて記載していただいた数値をそのまま転記してください。

※2 (A) 及び (B) の影響が顕在化している場合、実際に処理可能な能力について、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

容器包装リサイクル法に基づく「再商品化計画」に係るアンケート調査票
(ペ ッ ト ボ ト ル 用)

1. フェイスシート

社 名	
事 業 所 名	
事 業 所 住 所 ※ 1	〒
ご 回 答 者 連 絡 先	部署名： Tel：

※ 1 事業所の所在地とご回答者の連絡先住所とが異なる場合は、事業所の所在地をご記入ください。

2. ペットボトルの再商品化事業の全体像

【ご記入上の注意】

- ・指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートでのペットボトルだけでなく、
貴事業所で取り扱っている全てのペットボトルについてご回答ください。
- ・令和4年3月末時点の実態をご回答下さい。

①一般廃棄物(ペットボトル)の処理施設許可の有無 【該当するものひとつに○をつけてください】	1. 有 2. 無 3. 申請中（申請時期： 年、許可見込み時期： 年 月頃）
② 事業の範囲 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. 指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートでペットボトルを受け入れている 2. 市町村・集団回収等から家庭系ペットボトルを受け入れている（指定法人ルート以外） 3. 工場・小売店等の民間事業者から事業系ペットボトルを受け入れている 4. その他（ ）
③再商品化の手法 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. プラスチック原料化（ペレット化、フレーク化） 2. ポリエステル原料化（モノマー化） 3. その他（ ）

【ご記入上の注意】

- 【回答欄①】（選択は一つのみにして下さい）

1. プラスチック原料化（ペレット化、フレーク化） 2. ポリエステル原料化（モノマー化） 3. その他（ ）

【回答欄②】

	令和3年度（2021）（実績）	令和4年度（2022）（見込み）	令和5年度（2023）（見込み）	令和6年度（2024）（見込み）	令和7年度（2025）（見込み）	令和8年度（2026）（見込み）	令和9年度（2027）（見込み）
1) 処理能力 (t/日) ^{※1}	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
1時間当たり最大処理能力 (kg/h) ^{※1}	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
1日当たり処理時間 (h/日) ^{※1}	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日
2) 年間稼働日数 (日/年) ^{※1}	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年
3) 年間取扱量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会 ルートで受け入れるペットボトルの取扱量 (t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
市町村・県道回等から受け入れる家庭系ペットボトル（指定法人ルート以外のもの）の取扱量 (t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場やリサイクル店等の民間事業者から受け入れる事業系ペットボトルの取扱量 (t/年) ^{※3}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
4) 再商品化製品販売量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
プラスチック原料 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
ポリエステル原料 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
その他 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 1) 処理能力、2) 年間稼働日数については、廃棄物処理施設設置許可取得者は「許可能力」を基に、それ以外の方は「機械能力等」を踏まえた処理能力上限をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※3 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

4. 人材不足等の年間処理能力への影響

近年、施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）などが見受けられます。貴事業所における施設稼働に影響を与える事項、ならびに年間処理能力への影響についてご教示ください。

(A) 施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）

(B) 上記（A）以外で施設稼働・年間処理能力に影響を与える事項

※該当する場合には、具体的な内容について下表【 】内に記載してください。

(1) 上記（A）及び（B）の年間処理能力への影響の有無について、以下のいずれか1つに○印をつけてください。

有			無
(A) のみ	(B) 具体的な内容を以下記載ください。 【 】	(A)・(B) 両方	

(2) (1) にて「有」と回答した方にお伺いします。具体的な処理能力への影響について以下に記入してください。

年度等	令和3年（2021）実績		令和4年（2022）見込み		処理能力に影響を与える期間（見込み）
	許可能力／機械能力による上限※1	人材不足等を踏まえた実稼働能力※2	許可能力／機械能力による上限※1	人材不足等を踏まえた実稼働能力※2	
①1時間あたり最大処理能力 (kg/h)					令和____年度まで ※今回調査対象としている令和9年度までで回答してください。
②1日あたり処理時間 (h/日)					
③年間稼働日数 (日/年)					
④年間処理能力 (t/年) [①×②×③]					

※1 【回答欄②】にて記載していただいた数値をそのまま転記してください。

※2 (A) 及び (B) の影響が顕在化している場合、実際に処理可能な能力について、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

紙製容器包装

容器包装リサイクル法に基づく「再商品化計画」に係るアンケート調査票 (紙製容器包装用)

1. フェイスシート

社 名			
事 業 所 名			
事 業 所 住 所 ※ 1	〒		
ご 回 答 者 連 絡 先	部署名：	Tel：	

※ 1 事業所の所在地とご回答者の連絡先住所とが異なる場合は、事業所の所在地をご記入ください。

2. 紙製容器包装の再商品化事業の全体像

【ご記入上の注意】

- ・紙製容器包装だけでなく、貴事業所で取り扱っている全ての古紙類についてご回答ください。
- ・令和4年3月末時点の実態をご回答下さい。

①一般廃棄物(紙)の処理 施設許可の有無 【該当するものひとつに○ をつけてください】	1. 有 2. 無 3. 申請中(申請時期： 年、許可見込み時期： 年 月頃)
② 事業の範囲 【該当するもの全てに○を をつけてください】	1. 指定法人((公財)日本容器包装リサイクル協会)ルートで紙製容器包装(段ボール、紙パックは除く)を受け入れている 2. 市町村・集団回収等から家庭系古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック等)を受け入れている(指定法人ルート以外) 3. 工場・小売店等の民間事業者から事業系古紙・産廃系古紙を受け入れている 4. その他()
③再商品化の手法 【該当するもの全てに○を をつけてください】	1. 製紙原料化(選別) 2. 製紙原料以外の材料リサイクル(古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕繊維物) 3. 固形燃料化(フラフ燃料を含む) 4. その他()

3. 再商品化能力と年間取扱量等

【ご記入上の注意】

- ・ 本設問については紙製容器包装だけでなく、貴事業所で取り扱っている全ての古紙類についてご回答ください。
- ・ 回答欄①では、該当する再商品化手法に○印を1つだけご記入ください。再商品化手法が2つ以上ある事業所については、大変お手数をお掛け致しますが、本ページをコピーし、再商品化手法ごとにご記入ください。
- ・ 回答欄②の処理能力ならびに再商品化製品販売量は総規模でお答え下さい（例えば、紙製容器包装と事業系古紙の両方を取り扱っている場合には、事業系古紙処理対応の処理能力を含めた能力をご記入ください）。
- ・ 回答欄②の処理能力、処理量等については、単位統一のため、「本」、「個」、「箱」等はすべて「t（トン）」に換算して下さい。
- ・ 回答欄②の取扱量は市町村や工場等から引き取った量（異物を除去する前の量）をご記入ください。また、令和5年度以降については受入可能な量をご記入ください。

【回答欄①】（選択は一つのものにして下さい）

1. 製紙原料化（選別） 2. 製紙原料以外の材料リサイクル 3. 固形燃料化（フラフ燃料を含む）

【回答欄②】

	令和3年度（2021）（実績）	令和4年度（2022）（見込み）	令和5年度（2023）（見込み）	令和6年度（2024）（見込み）	令和7年度（2025）（見込み）	令和8年度（2026）（見込み）	令和9年度（2027）（見込み）
1) 処理能力（t/日）※1	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
1時間当たり最大処理能力（kg/h）※1	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
1日当たり処理時間（h/日）※1	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日
2) 年間稼働日数（日/年）※1	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年
3) 年間取扱量（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人（公営）日本容器包装リサイクル協会ルートで受け入れる紙製容器包装の取扱量（t/年）※2	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
市町村・廃棄物処理等から受け入れる資源系古紙（新聞紙類、段ボール、紙パック等指定法人ルート以外のもの）の取扱量（t/年）※3	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
うち、紙製容器包装（段ボール、紙パックを除く）の取扱量（t/年）※3	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系古紙・産業系古紙の取扱量（t/年）※3	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
4) 再商品化製品販売量（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
製紙原料（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
製紙原料以外の材料リサイクル（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
固形燃料（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
製品中の紙製容器包装含有率（%）※4	%	%	%	%	%	%	%
その他（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 1) 処理能力、2) 年間稼働日数については、廃棄物処理施設設置許可取得者は「許可能力」を基に、それ以外の方は「機械能力等」を踏まえた処理能力上限をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※3 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

※4 再商品化製品として固形燃料を販売している場合には、固形燃料製品中の紙製容器包装の含有率（%）をご記入ください。

4. 人材不足等の年間処理能力への影響

近年、施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）などが見受けられます。貴事業所における施設稼働に影響を与える事項、ならびに年間処理能力への影響についてご教示ください。

(A) 施設を稼働させるための人材の確保が困難になっている状況（人材不足の顕在化）

(B) 上記（A）以外で施設稼働・年間処理能力に影響を与える事項

※該当する場合には、具体的な内容について下表【 】内に記載してください。

(1) 上記（A）及び（B）の年間処理能力への影響の有無について、以下のいずれか1つに○印をつけてください。

有			無
(A) のみ	(B) 具体的な内容を以下記載ください。 【 】	(A)・(B) 両方	

(2) (1) にて「有」と回答した方にお伺いします。具体的な処理能力への影響について以下に記入してください。

年度等	令和3年(2021)実績		令和4年(2022)見込み		処理能力に影響を与える期間（見込み）
	許可能力／機械能力による上限※1	人材不足等を踏まえた実稼働能力※2	許可能力／機械能力による上限※1	人材不足等を踏まえた実稼働能力※2	
①1時間あたり最大処理能力 (kg/h)					
②1日あたり処理時間 (h/日)					
③年間稼働日数 (日/年)					
④年間処理能力 (t/年) 【①×②×③】					令和__年度まで ※今回調査対象としている令和9年度までで回答してください。

※1 【回答欄②】にて記載していただいた数値をそのまま転記してください。

※2 (A) 及び (B) の影響が顕在化している場合、実際に処理可能な能力について、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法に基づく「再商品化計画」に係るアンケート調査票
(プラスチック容器包装廃棄物用)

1. フェイスシート

社名	
事業所名	
事業所住所※1	〒
ご回答者 連絡先	部署名：Tel：

※1 事業所の所在地とご回答者の連絡先住所とが異なる場合は、事業所の所在地をご記入ください。

2. プラスチック容器包装廃棄物（PETボトルを除く）の再商品化事業の全体像

【ご記入上の注意】

- ・プラスチック容器包装廃棄物だけでなく、貴事業所で取り扱っている全てのプラスチック類（PETボトルを除く）についてご回答下さい。
- ・令和4年3月末時点の実態をご回答下さい。

①一般廃棄物（プラスチック）及び産業廃棄物（廃プラスチック類）の処理施設設置許可の有無 【該当するものひとつに○をつけてください】	【一般廃棄物（以下、一廃）】	
	1. 有 2. 無 3. 申請中（申請時期： 年、許可見込み時期： 年 月頃）	
	【産業廃棄物（以下、産廃）】	
	1. 有 2. 無 3. 申請中（申請時期： 年、許可見込み時期： 年 月頃） 産廃設置許可施設（破砕機）と一廃設置許可施設との関係性 （産業廃棄物の処理施設設置許可有・申請中の方のみご回答ください） 1. 一廃許可施設の一部を構成する設備（破砕機）にて産廃設置許可取得 2. 一廃許可施設の一部を構成する設備とは別設備にて産廃設置許可取得	
②事業の範囲 【該当するもの全てに○をつけてください】	プラスチック類 （PETボトル、白色発泡スチロール製食品トレイを除く）	白色発泡スチロール製食品トレイ プラスチック類とは別に白色発泡スチロール製食品トレイとして取り扱っている場合を指します（他のプラスチック類とトレイを混合で受け入れている場合は含みません）
	1. 指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートでプラスチック容器包装廃棄物（PETボトルを除く）を受け入れている 2. 市町村・集団回収等から家庭系プラスチック類を受け入れている（指定法人ルート以外） 3. 工場・小売店等の民間事業者から事業系・産廃系プラスチックを受け入れている 4. その他（具体的に ）	5. 指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートで白色発泡スチロール製食品トレイを受け入れている 6. 市町村・集団回収等から家庭系のトレイを受け入れている（指定法人ルート以外） 7. 工場・小売店等の民間事業者から事業系・産廃系トレイを受け入れている 8. その他（具体的に ）

②で1.～4. に○を付けた方は4ページの3-1にご回答ください。

②で5.～8. に○を付けた方は5ページの3-2にご回答ください。

別紙：プラ資源循環促進法に対応する記載方法等

I. プラスチック資源循環促進法施行に伴うアンケート記載内容の変更点

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が制定され、令和5年4月から運用が開始されることに伴い、アンケート調査票の記載方法がこれまでと若干異なります。

具体的には、「3)年間取扱量(t/年)」が次の6項目となりました。以下説明を読んだうえでアンケート調査票への記入をお願いします。

項目	説明
a) 指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートで受け入れるプラスチック容器包装廃棄物（PET ボトルを除く）の取扱量(t/年)	自治体が指定法人ルートで引き渡す容器包装リサイクル法のプラスチック容器包装廃棄物（以下、容リプラ）のみを回収した分別基準適合物ベールの取扱量
b) 指定法人ルートで受け入れる分別収集物の取扱量(t/年)	自治体が指定法人ルートで引き渡す容器包装リサイクル法の容リプラと、プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ）を一括回収した分別収集物ベールの取扱量
c) プラスチック資源循環促進法第33条の国認定計画で受け入れる容リプラの取扱量(t/年)※	自治体がプラスチック資源循環促進法第33条の国認定計画にもとづき貴社に引き渡す容リプラの取扱量
d) プラスチック資源循環促進法第33条の国認定計画で受け入れる、c) 以外のプラスチック使用製品廃棄物の取扱量(t/年)※	自治体がプラスチック資源循環促進法第33条の国認定計画にもとづき貴社に引き渡す、製品プラの取扱量
e) 上記 a)～d) を除く市町村・集団回収等から受け入れる家庭系プラスチック類の取扱量(t/年)	上記 a)～d) を除く市町村・集団回収等から受け入れる家庭系プラスチック類の取扱量
f) 上記 a)～d) を除く工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系・産業系プラスチックの取扱量(t/年)	上記 a)～d) を除く工場や小売店等の民間事業者から受け入れる事業系・産業系プラスチックの取扱量

※c)、d)のそれぞれの量について、現時点で回答が難しい場合は、プラスチック資源循環促進法第33条の国認定計画で受け入れる分別収集物の量（容リプラと製品プラを一括回収する量）について c)に記載してください。

II. プラスチック資源循環促進法施行に伴う追加回答項目

- (1) 上記 b) 及び d) を取り扱う場合の設備対応について以下該当する番号から1つ選んでください。なお、③の場合は具体的な内容を（ ）内に記載ください。

番号	内容	○印記入欄
①	既存容リプラ処理設備を全部／一部利用（設備の追加、変更なし）	
②	既存容リプラ処理設備の一部変更、追加等での対応	
③	上記①及び②以外（具体的に： ）	

(2) プラスチック容器包装廃棄物の処理能力に対する分別収集物処理能力比率

上記 a) の処理能力〔容リプラのみのベール処理〕を100とした場合、b)〔容リプラと製品プラを一括回収した分別収集物ベール〕の処理能力について、以下の注記を参照のうえ、整数にて右欄に%記載してください。	%
--	---

(注1) プラスチック容器包装廃棄物の処理能力との能力比は、容リプラベールと同じ重量の分別収集物ベールを処理する場合に処理能力がどの程度変化するか（上下するのか）の比率を記入してください。（例えば、単位時間当たりの処理量が80%になる場合、80%と記載）

(注2) 上記算定いただくうえで分別収集物ベールの混入比率は容リプラ90%、製品プラ10%として回答ください。

3ー1. 再商品化能力と年間取扱量等（プラスチック類を扱っている事業所の方がご回答ください）

【ご記入上の注意】

- ・ 本設問についてはプラスチック容器包装廃棄物だけでなく、貴事業所で取り扱っている全てのプラスチック類（PETボトルを除く）についてご回答ください。ただし、白色発泡スチロール製食品トレイについては3ー2（P.5）でご回答下さい。
- ・ 回答欄①では、該当する再商品化手法に○印を1つだけご記入ください。再商品化手法が2つ以上ある事業所については、大変お手数をお掛け致しますが、本ページをコピーし、再商品化手法ごとにご記入ください。
- ・ 回答欄②の処理能力ならびに再商品化製品販売量は総規模でお答え下さい（例えば、プラスチック容器包装廃棄物と事業系プラスチック類の両方を取り扱っている場合には、事業系プラスチック類処理対応の処理能力を含めた能力をご記入ください）。
- ・ 回答欄②の処理能力、処理量等については、単位統一のため、「本」、「個」、「箱」等はすべて「t（トン）」に換算して下さい。
- ・ 回答欄②の取扱量は市町村や工場等から引き取った量（異物を除去する前の量）をご記入ください。また、令和5年度以降については受入可能な量をご記入ください。

【回答欄①】（選択は一つのみにして下さい）

1. 材料リサイクル 2. 油化 3. ガス化 4. 高炉還元剤化 5. コークス炉化学原料化 6. 固形燃料等燃料化 7. その他（ ）

【回答欄②】

	令和3年度（2021）（実績）	令和4年度（2022）（見込み）	令和5年度（2023）（見込み）	令和6年度（2024）（見込み）	令和7年度（2025）（見込み）	令和8年度（2026）（見込み）	令和9年度（2027）（見込み）
1) 処理能力（t/日）※1	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
1時間当たり最大処理能力（kg/h）※1	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
1日当たり処理時間（h/日）※1	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日	h/日
2) 年間稼働日数（日/年）※1	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年	日/年
3) 年間取扱量（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
a) 指定法人（※2）日本製鋼所リサイクル施設ルートで受け入れるプラスチック容器包装廃棄物（PETボトルを除く）の取扱量（t/年）※2	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
b) 指定法人ルートで受け入れる分別収集物の取扱量（t/年）			t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
c) プラスチック製容器包装等の資源循環促進法に基づき受け入れる資源リサイクルの取扱量（t/年）			t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
d) プラスチック製容器包装等の資源循環促進法に基づき受け入れるプラスチック製容器包装等の取扱量（t/年）			t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
e) 上記a)～d)を除く（原料・異物除去等から受け入れる資源系プラスチックの取扱量（t/年）※3	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
f) 上記a)～e)を除く（資源系プラスチックの取扱量）から受け入れる事業系・資源系プラスチックの取扱量（t/年）※3	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
4) 材料リサイクル（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
再油化（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
商品ガス化（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
高炉還元剤化（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
製品コークス炉化学原料化（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
品固形燃料等燃料（RPF）化（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
販売製品中のプラスチック容器包装廃棄物含有率（%）※4	%	%	%	%	%	%	%
量その他（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 1) 処理能力、2) 年間稼働日数については、廃棄物処理施設設置許可取得者は「許可能力」を基に、それ以外の方は「機械能力等」を踏まえた処理能力上限をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能な量をご記入ください。

※3 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

※4 再商品化製品として固形燃料を販売している場合には、固形燃料製品中のプラスチック容器包装廃棄物の含有率（%）をご記入ください。

2) 再商品化製品利用事業者（ガラスびんカレット利用事業者用）

容器包装リサイクル法に基づく「再商品化計画」に係るアンケート調査票
(ガラスびんカレット利用事業者用)

注) 本調査票には、貴社の全体の状況についてご回答ください（複数の事業所をお持ちの場合は、全事業所分を合算したデータをご記入ください）。

1. フェイスシート

社 名	
住 所	〒
ご 回 答 者 連 絡 先	部署名： Tel：

2. 貴社における事業の全体像（該当する番号に○をつけて下さい）

【ご記入上の注意】

- ・指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートで再商品化されたガラスびんカレットだけでなく、貴社で取り扱っている全てのガラスびんカレットについてご回答ください。
- ・令和4年3月末時点の事態をご回答下さい。

① 事業の範囲 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. 指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）ルートで再商品化されたガラスびんカレットを受け入れている 2. 指定法人ルート以外で再商品化された家庭系由来のガラスびんカレットを受け入れている 3. 工場・小売店等の民間事業者により由来する事業系ガラスびんカレットを受け入れている 4. ガラスびんカレットの由来については不明 5. その他（ ）
② ガラスびんカレットの用途 【該当するもの全てに○をつけてください】	1. ガラス製容器 2. ガラス製短繊維原料 3. 焼成タイル等原料 4. 軽量発泡骨材 5. 表層舗装用骨材 6. 路盤・路床・埋め戻し用骨材 7. コンクリート二次製品用骨材 8. 透水性機能を生かした土木材料 9. その他（ ）

3. ガラスびんカレットの利用実績と利用見通し

【ご記入上の注意】

- ・本設問については、該当する取扱品目（無色のカレット、茶色のカレット、その他の色のカレット）ごとにご記入ください。色別の把握が困難な場合には「**その他の色のカレット**」に全量をご記入ください。
- ・本設問については貴社で取り扱っている全てのガラスびんカレットについてご回答ください。カレットの二次製品については、「4. カレット以外の再商品化製品」にご記入ください。
- ・回答欄①では、該当する利用方法全てに○印をご記入ください。
- ・回答欄②では、ガラスびんカレットを受け入れた（受け入れる予定の）量についてご記入ください。なお、カレットの製造と利用の双方を行っている場合は、自社で利用するカレットの量をご記入ください。

1. 無色のカレット

【回答欄①】（該当するもの全てに○をつけてください）

1. ガラス製容器	2. ガラス製短繊維原料	3. 焼成タイル等原料	4. 軽量発泡骨材	5. 表層舗装用骨材
6. 路盤・路床・埋め戻し用骨材	7. コンクリート二次製品用骨材	8. 透水性機能を生かした土木材料	9. その他（	）

【回答欄②】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
年間受入量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会ルートで再商品化されたガラスびんカレット(t/年) ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人ルート以外で再商品化された家庭系由来のガラスびんカレット(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場・小売店等の民間事業者に由来する事業系ガラスびんカレット(t/年) ^{※3}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

2. 茶色のカレット

【回答欄①】（該当するもの全てに○をつけてください）

1. ガラス製容器	2. ガラス製短繊維原料	3. 焼成タイル等原料	4. 軽量発泡骨材	5. 表層舗装用骨材
6. 路盤・路床・埋め戻し用骨材	7. コンクリート二次製品用骨材	8. 透水性機能を生かした土木材料	9. その他（	）

【回答欄②】

	令和3年度 (2021) (実績)	令和4年度 (2022) (見込み)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (見込み)	令和7年度 (2025) (見込み)	令和8年度 (2026) (見込み)	令和9年度 (2027) (見込み)
年間受入量 (t/年)	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会ルートで再商品化されたガラスびんカレット(t/年) ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人ルート以外で再商品化された家庭系由来のガラスびんカレット(t/年) ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場・小売店等の民間事業者に由来する事業系ガラスびんカレット(t/年) ^{※3}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和5年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

3. その他の色のカレット（※色別の把握が困難な場合には「その他の色のカレット」に全量をご記入ください）

【回答欄①】（該当するもの全てに○をつけてください）

1. ガラス製容器	2. ガラス製短繊維原料	3. 焼成タイル等原料	4. 軽量発泡骨材	5. 表層舗装用骨材
6. 路盤・路床・埋め戻し用骨材	7. コンクリート二次製品用骨材	8. 透水性機能を生かした土木材料	9. その他（	）

【回答欄②】

	令和3年度（2021）（実績）	令和4年度（2022）（見込み）	令和5年度（2023）（見込み）	令和6年度（2024）（見込み）	令和7年度（2025）（見込み）	令和8年度（2026）（見込み）	令和9年度（2027）（見込み）
年間受入量（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会 ルートで再商品化されたガラスびんカレット（t/年） ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人ルート以外で再商品化された家庭系由来のガラス（びん）カレット（t/年） ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場・小売店等の民間事業者に由来する事業系ガラスびんカレット（t/年） ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和2年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

4. カレット以外の再商品化製品

ここでは、カレットの二次製品の受入状況をご記入ください。

貴社で受入れているカレットの二次製品はどのようなものですか。具体的にご記入ください。→（

【回答欄①】（該当するもの全てに○をつけてください）

1. ガラス製容器	2. ガラス製短繊維原料	3. 焼成タイル等原料	4. 軽量発泡骨材	5. 表層舗装用骨材
6. 路盤・路床・埋め戻し用骨材	7. コンクリート二次製品用骨材	8. 透水性機能を生かした土木材料	9. その他（	）

【回答欄②】

	令和3年度（2021）（実績）	令和4年度（2022）（見込み）	令和5年度（2023）（見込み）	令和6年度（2024）（見込み）	令和7年度（2025）（見込み）	令和8年度（2026）（見込み）	令和9年度（2027）（見込み）
年間受入量（t/年）	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会 ルートで再商品化されたガラスびんカレット（t/年） ^{※1}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
指定法人ルート以外で再商品化された家庭系由来のガラス（びん）カレット（t/年） ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
工場・小売店等の民間事業者に由来する事業系ガラスびんカレット（t/年） ^{※2}	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年

※1 令和3年度は受入実績を、令和4年度は協会との契約予定量を、令和2年度以降は受入可能量をご記入ください。

※2 令和3年度は受入実績を、令和4年度以降は受入見込み量をご記入ください。

ご協力ありがとうございました

義務履行状況調査

容器包装の使用等に関するアンケート調査

回答日、ご担当者について下欄内にご記入ください。*同封の個人情報等の取扱いについて同意の上、ご記入ください。

事業者情報			
事業者名			
所在地	〒		
電話番号		代表者氏名	
代表者役職		従業員数	
当期決算年月		売上げ(直近期)	(百万円)
主業種名		従業種名	

1. 使用している 2. 使用していない

- 「2. 利用・製造等^{※2}を行っていない」を選択された場合には、アンケート調査は終了です。

問2 各年度において利用・製造等を行った容器包装の種類等を教えてください。なお、回答にあたっては、※3～6を参照し、記載してください。

容器包装利用・製造等に関する情報							
年度 ※3	利用・製造等を行った 容器包装の種類※4				売上高 (百万円) ※5	従業員数 (人) ※5	備 考 ※6
	ガラス びん	PET ボトル	プラ	紙			
H29							
H30							
R1							

R2						
R3						

- ※3 : 貴社の事業期間（例：4月～3月、10月～9月）に基づく年度で記載してください。
- ※4 : 平成29年度から令和3年度について、利用・製造等を行った容器包装の種類に「○」を付してください。
- ※5 : 売上高、従業員数は、貴社（単体）全体のものを記載してください。
従業員とは、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。
- ・労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
 - ・具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されているものをいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
 - イ）日々雇入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ロ）2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ハ）季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ニ）試用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。）
 - ・また、個人事業者の事業主や、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まないこととします。
- ※6 : 容器包装を使用する業種以外の業種が主たる業種である場合には、その業種を記載してください。容器包装の利用がすべて受託利用である場合は「受託」と、容器包装の利用がすべて業務用製品である場合は「業務用」と記載してください。

問3 各年度において使用した容器包装の再商品化義務の履行状況を教えてください。該当する番号に「○」を付けてください。なお、回答に当たっては、以下の※7を踏まえ、記載してください。

容器包装廃棄物の再商品化義務履行の状況	
1. 再商品化の義務があり、容器包装リサイクル協会に対して再商品化委託の申し込みを行っている。[指定法人ルート]	
直近契約日：_____年_____月	契約金額：_____円
2. 再商品化の義務があり、主務大臣の認定を受け、自主回収ルートにて義務履行している。[自主回収ルート]	
3. 再商品化の義務がないと判断している。	
（理由等	）
4. その他	
（理由等	）

- ※7 : 容器包装リサイクル法における容器包装廃棄物の再商品化義務履行は、以下の方法により行われています。
- ・指定法人ルート：法律に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託
 - ・自主回収ルート：事業者自ら又は他の事業者へ委託して容器包装を回収（主務大臣の認定が必要）
- 「1. 指定法人ルートで義務履行している」場合、直近の契約日と契約金額を記載してください。
- 「3. 再商品化の義務がないと判断している」を選択した場合、その理由等を記載してください。
- また、いずれにも該当しない場合、「4. その他」を選択していただき、理由等を記載してください。

調査は以上で終了となります。

ご協力いただき、ありがとうございました。